編集部が迫る！

# 発達保障ってなんですか？

## 清水 寛さん その2（全3回）

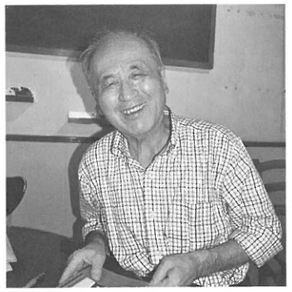

しみず ひろし

1936年東京生まれ。東京教育大学教育学部特殊教育学科卒業。全障研第二代委員長、顧問。埼玉大学名誉教授。著書に『発達保障思想の形成』（青木書店）、『セガン知的障害教育・福祉の源流』全4巻（編著、日本図書センター）、『日本帝国陸軍と精神障害兵士』（編著、不二出版）など多数。

### 憲法第26条の「能力に応じて」は〝発達に必要な〟である

全障研が結成され各地に支部・サークルが発足していった60年代から70年代は、障害児の不就学をなくし、さらに養護学校義務制実施を要求する研究や運動が全国的に発展していった時期でした。

多くの支部・サークルが地域の不就学障碍児と家庭の実態調査にとりくみ、全国大会の「就学猶予・免除問題分科会」は会場をいくつも増設するほどの参加者があり、実態調査や親の切実な要求などにもとづいて白熱した議論を交しました。

『みんなのねがい』第2号（70・4）も「特集・学校に行きたい」で「就学問題」をとりあげました。私は「発達への権利をうばい、憲法をふみにじる就学猶予・免除をなくそう」と題して寄稿し、冒頭に次の詩を掲げました。

「　　権利
　母さんは、あたしを
　ひもでつないで
　働きにいくのです
　どこの施設も、入れてくれない
　重度障害児のあたしが
　もっている〝権利〟は、ただ
　義務教育の免除　だけです」

（日本子どもを守る会編『子ども白書』1968年度版より）

障碍の重い子どもの教育をめぐる行政側の人権侵害を痛烈に告発していると思ったからです。本文では、（1）「『学ぶ権利』をうばうことは『生きるな』ということではないか」、（2）「政府は未就学障害者の数さえ正しくはつかんでいない」、（3）「ずさんな就学猶予免除の手続き」、（4）「『教育』と『福祉』を分断する就学免除制度」、について全障研の活動によって明らかにされた事実にもとづいて論じました。また、新聞などでも、とくに「障害児の就学免除」の違憲性を訴え、保護者が原告となって提訴することを呼びかけました（清水寛「涙と怒りの季節就学期を迎える障害児」『朝日新聞』'72・3・8、朝刊、参照）。

そして、障碍者の「教育への権利」を発達保障の立場から理論的に深め、全障研や関連学会に共同研究の成果を普及していくことをめざして全障研「障害児の教育権」グループを組織し活動しました。その共同研究の成果の一端は、例えば日本教育学会の機関誌『教育学研究』第36巻第1号（'69・7）の清水寛（埼玉大学）「わが国における障害児の『教育を受ける権利』の歴史―憲法・教育基本法制における障害児の学習権―」に示されています。

拙稿は、憲法・教育基本法の「教育の機会均等」条項の制定審議過程を分析・考察して、条文の「能力に応じて（た）」は「ひとしく」という「教育を受ける権利」の無差別平等の基本原理を実質的に実現するための規定であり、けっして〝権利は能力に応じてある〟などという欺瞞的解釈は許されないことを論証し、さらに「障害児の学習権」は「人間的生存への〝発達〟を保障する権利」であり、しかも「障害が重ければ重いほど発達に必要な諸権利を統一的に保障する」必要があることを提唱した論考です。

この「能力に応じて」を「発達に必要な」と捉え直した憲法・教育基本法制の「教育の機会均等」条項の解釈は障碍児にたいする〈就学免除体制〉を打破し、障碍がある人を含め主権者であるすべての国民の「教育への権利」を拡充していくために一定の役割を果たしていったのではないでしょうか。

このような立論の基盤に全障研運動のなかで深められてきた発達保障の実践と思想・理論があったことは明らかです。



### 与謝の海養護学校に学ぶ

美濃部革新都政のもとで、それまでの長年におよぶ障碍児をもつ親、障碍者教育・福祉の教職員、障碍者団体などの要求運動と行政当局の努力によって、都教育庁は1973年11月に、「就学を希望する障害児の全員入学を保障する」方針を発表し、翌年度からその施策を実施しました。他方、政府も四半世紀もの長きにわたって延期してきた養護学校の設置義務と就学義務に関する政令を公布しましたが「実施は79年度から」でした。そのようななかで、どのような養護学校をつくっていくかがいっそう重要な課題となってきました。

▶京都府立与謝の海養護学校を訪問し始めた一九七〇年代初頭に、学校の玄関への坂道の入り口で（埼玉大学教育学部助教授の頃）。

かねてより私たちは十有余年に及ぶ障碍児の父母、教職員、地域住民などによる要求と運動により、蜷川民主府政のもとで69年4月に高等部別科として仮開校し、79年4月に本格開校した京都府立与謝の海養護学校に注目し、開設へのとりくみのときから訪問して学び続けました。青木嗣夫校長の自宅に泊まり、軍国主義青年であった師範学校生時代からの自己変革の歩みや新たな教師としての生き方をうかがい感銘をうけました。

▶全障研第21会全国大会（'87・8・1～3、滋賀）にて。結成20周年を記念して刊行された田中昌人・清水寛編『発達保障の探究』（全障研出版部、'87）のサインセールをする全障研前委員長（当時）・田中昌人（右側）と全障研委員長（当時）・清水寛（左側）。

東京都が〈希望者全入〉の方針を示したとき、与謝の海養護学校は開校五周年を迎えており、次のような教育理念と発達観に立脚していました。

すなわち、学校設立の基本理念は、①すべての子どもにひとしく教育を保障する学校をつくろう。②学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう。③学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくりである。

開設して五年の歩みを総括するなかで、学校の性格・特質をつぎのようにとらえています。

①この学校は、要求でつくり、運動で獲得した学校である。②この学校は、制度を超え、要求でつくり出す学校である。③父母・教職員の闘志と団結の力が学校をつくり、教育を創造する。

以上のような学校づくりの理念と歩みを通して、さらに次のような極めて重要な発達の四原則の思想を生み出していきました。

①発達は権利である。
②発達は無限の可能性をもつ。
③発達は要求から始まる。
④発達には集団が必要である。

私は与謝の海養護学校の教育実践に直接触れるなかで、とくに地域の小・中・高等学校などとの「共同教育」の実践に深く共感しました。

そこで、日教組委嘱の教育制度委員会が日本の教育制度改革構想をまとめる際に障碍者教育の分野の原案作成の委員として、それを「基本原則」（一）発達権保障の原則、（二）無差別平等の原則―すべての障害者に、ひとしく、学習権の保障を―、（三）普通教育と共同教育の原則、（四）総合保障の原則―発達保障の立場からの諸権利の統一的保障を―）の一つに位置づけ「改革への提言」で「共同教育の方法・形態」を記しました。（教育制度検討委員会／梅根悟編『日本の教育改革を求めて』勁草書房、'74、参照）。また青木嗣夫・清水寛編『君がいてぼくがある―共同教育を志向する実践―』（ミネルヴァ書房、'76）を著しました。

与謝の海養護学校の創設・運営で中心的役割を果たした青木嗣夫（'28～'95）は全障研結成時からの会員であり、その実践・思想には発達権保障の真髄があります（青木嗣夫著『未来をひらく教育と福祉―地域に発達保障のネットワークを築く―』文理閣、'97、参照）。